概要版

美波町こども計画

計画期間：令和７年度～令和 11 年度

「こども」の表記について

国で示された、表記方法を準用し、以下の場合を除き、ひらがな表記の「こども」を用いることとします。

①法令に根拠がある語を用いる場合
②固有名詞を用いる場合
③他の語との関係で、「こども」表記以外の語を用いる場合

本計画の位置づけ

美波町こども計画は、令和７年度からの「子ども・子育て支援法」に定められる法定事業の需要量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、「次世代育成支援対策推進法」や「こども基本法」等に基づき、住民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で総合的に取り組んでいく本町におけるこども施策・事業を総合的に推進するための計画として位置付けます。

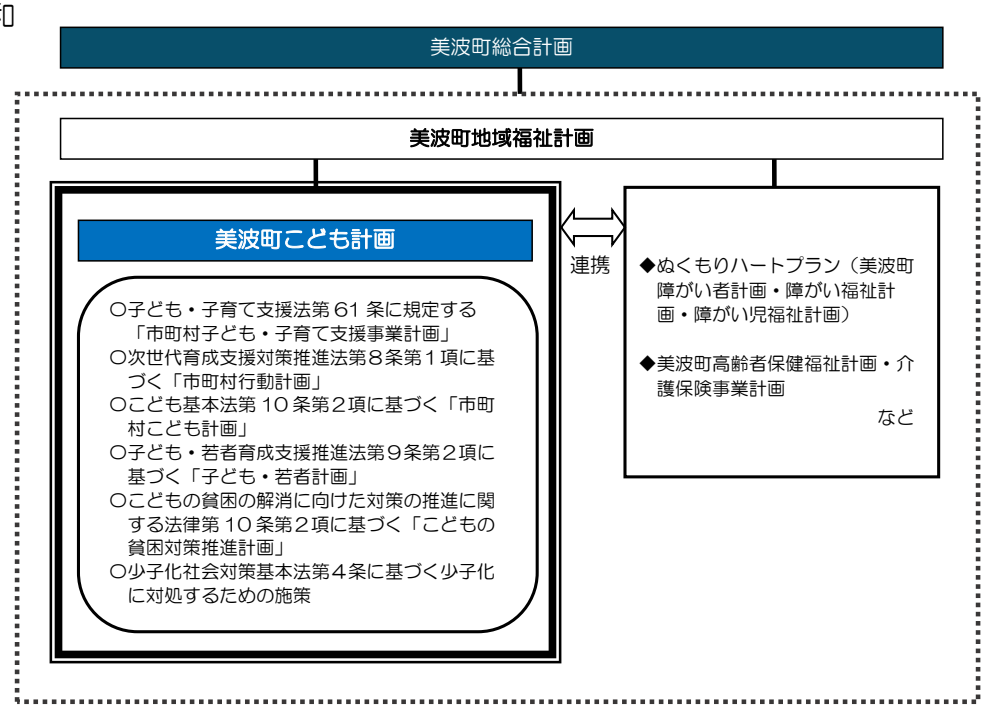

こどもと子育て家庭の現状

人口、子育て支援の現状

●住民基本台帳人口によると、本町の令和６年４月１日時点における 15 歳未満の年少人口は 414 人で、年少人口比率は 7.1%である一方、65 歳以上の高齢人口は 2,887 人で、高齢人口比率は 49.5%となっています。

●こども園の利用者数について、年齢別の人口に対する利用率をみると、１号認定子どもは 10%を切っており、２号認定子どもは約 90%、３号認定子どもについては、０歳児が約 10～20%、１歳児が約 70%、２歳児が約 80～100%の間で推移しています。年度によって差はありますが、１号認定の割合が低下し、低年齢児の入園率が上昇している状況です。父母ともに就労している共働き世帯の増加だけではなく、三世代世帯の減少や祖父母世代の就業率が増えていることから、保育の必要性のあるこどもが増えていると考えられます。

アンケート調査等からみた美波町の子育て環境

●「美波町は、子育てしやすいまちだと思うかどうか」という問いでは、“そう思う”が約 20%、“どちらかというとそう思う”が約 40%と、合計すると回答者の 60%以上が子育てしやすいまちだと回答しています。　［子育て支援に関わるアンケート調査］

●「子育てをしやすいまちづくりのために、今後どのようなことが最も重要だと思うか」についての問いでは、重要と思うことについては、“小児医療体制の充実”を挙げている人が最も多く、約 60%、次いで“子育てへの経済的支援の充実”が約 50%となり、医療体制や、経済的支援を重視する方が多くなっています。　［子育て支援に関わるアンケート調査］

●中学生～29 歳以下の方の自己認識について、「今の充実感」は全国値と比べ高い傾向となっていますが、「将来への希望」については低い傾向となっています。　［こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査］

基本的な考え方

基本理念

こどもをよりよい環境の中で心身ともに健やかに育成することは、町民すべての願いであり、 社会の責務でもあります。

本計画の上位計画である「美波町総合計画」では、基本政策の１つとして「郷土を愛し、未来を創る 人を育むまち」を挙げ、子育て支援や学校教育の取組を位置付けています。しかし、本計画策定に当たって実施した、こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査では、中学生・中学校を卒業した方ともに「今の充実感」は全国値と比べ高い傾向となっていますが、「将来への希望」については低い傾向となっています。

一方で、国が掲げる「こども大綱」では、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

これらを踏まえ、本町の全てのこどもたちが、将来に希望を持ち、幸福な生活を送ることができる社会を目指し、取組を進めていく必要があると考えます。そのためには、家庭や地域、行政、関係機関・団体、企業・事業者など、こどもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が子育ての意義について理解を深めることが重要です。

こどもが将来に希望を持ち、こどもを安心して生み育てられる施策を実施し、こどもも親もいきいきと活動できるまちづくりを進めます。

■基本理念

地域と家庭が支えあい
こども・若者の幸せと未来を応援するまち　みなみ

こども人口の見通し

本町の 18 歳未満（0～17 歳）の人口は、令和６年に 510 人だったものが、令和 11 年には 396 人と５年間で 110 人強の減少が見込まれます。

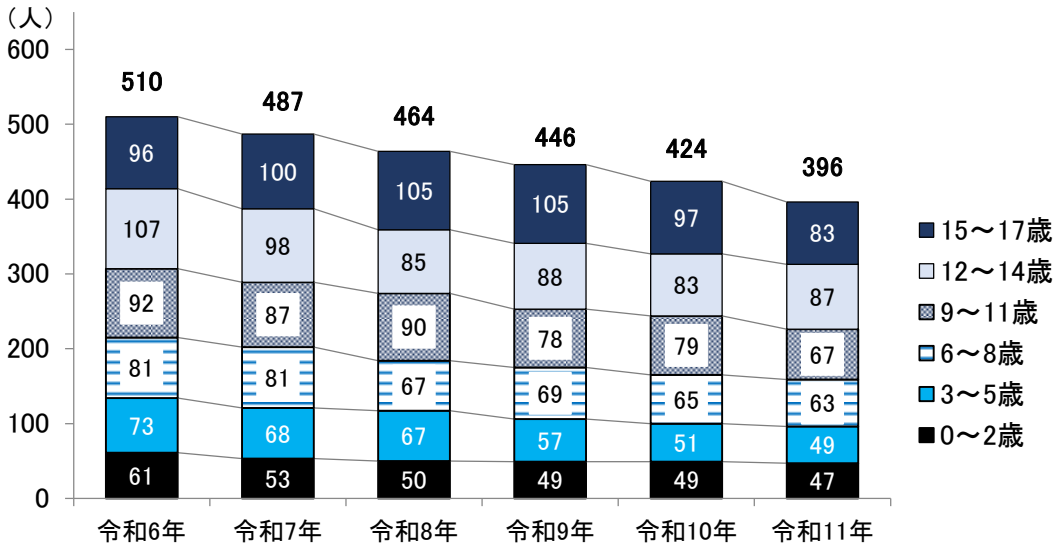

※令和６年の実績人数は住民基本台帳（４月１日）。令和７年～令和 11 年の推計人口は令和２年～令和６年（各年４月１日）の住民基本台帳をもとに「コーホート変化率法」（同じ年（又は同じ時期）に生まれた人々の集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）で算出した推計値。

基本施策

本計画では、次の６つの基本目標を定めます。またそれぞれの基本目標を達成するために 21 の基本施策を定めます。

＜本計画での施策体系＞

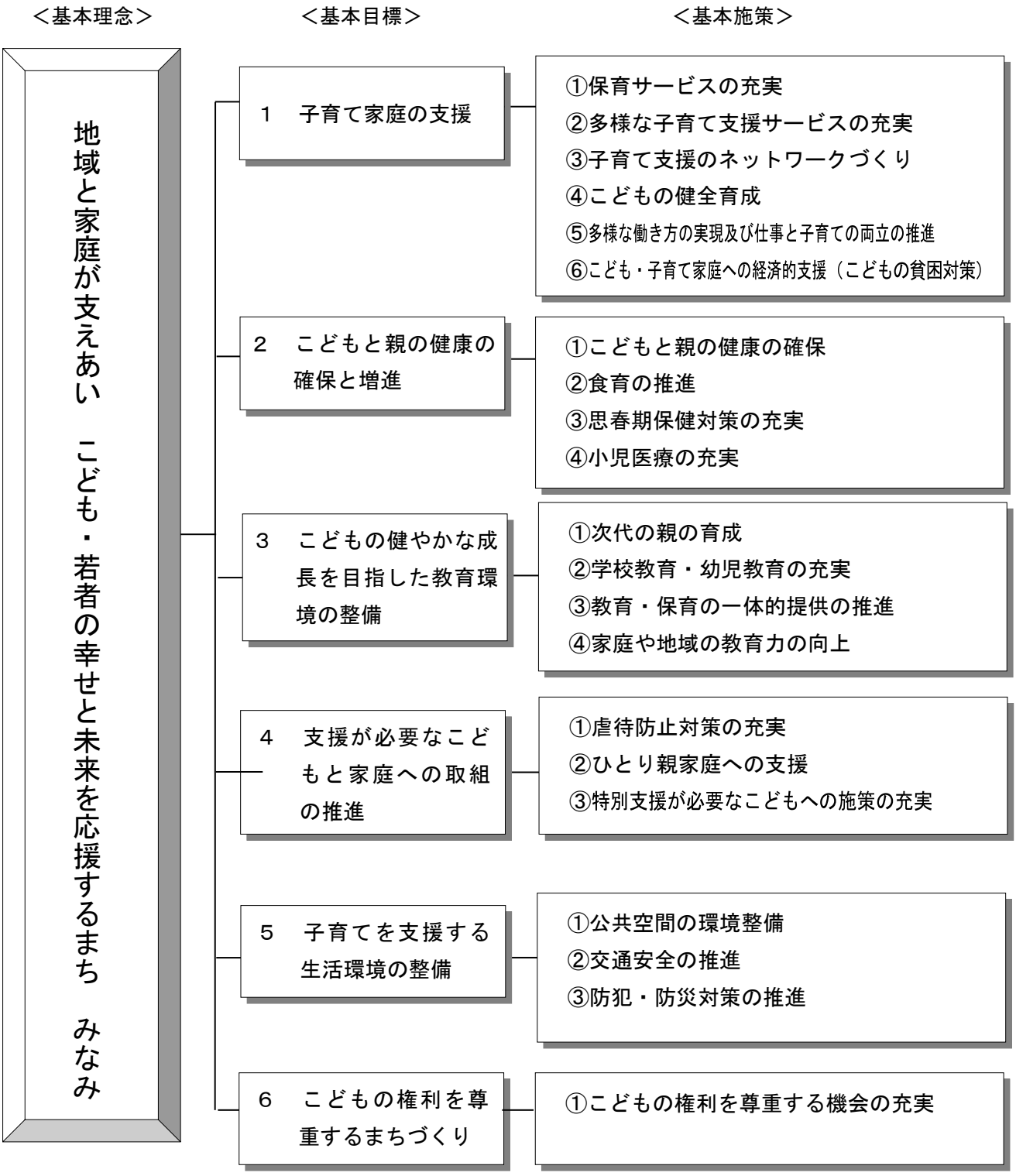

法定事業の確保方策

教育・保育給付対象事業

内容	確保方策
本町のこども園等４園の定員の合計は 233 人となっており、計画期間内の入所者数は、現状の定員を下回ることが見込まれます。 現状の体制を継続するとともに、３歳未満児のニーズに備え、保育士の確保に努め、職員の加配によって対応していきます。	特定教育保育施設 ・認定こども園４園 （１号定員：45 人、２号定員：114 人、３号定員：66 人） 特定地域型保育施設 ・小規模保育事業所１園 （２号定員：２人、３号定員：６人）

地域子ども・子育て支援事業

事業	内容	確保方策
利用者支援事業	こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。	子育て応援室、子ども家庭総合支援拠点、こども園等関係機関が連携しながら、安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう支援を行っています。令和６年度からこども家庭センター型へ移行しています。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを身近な場所で実施する事業です。	本町では、地域交流支援センターにて「ももほっぺ」として実施しています。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	妊婦健康診査にかかる費用を回数14 回で助成しています。安全で安心な出産のために、引き続きすべての健診について助成を推進していきます。
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	新生児がいる全家庭を保健師が訪問し、新生児の発育発達の確認や、子育て支援に関する情報提供や相談を行う事業です。	新生児のいる全家庭に対し、実施していきます。
養育支援訪問事業等	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導や助言を行い、保護者の養育能力を向上させるための相談支援などを行う事業です。	本町では、支援が必要な家庭に対し、保健師の継続訪問により相談等の支援を実施しており、引き続き支援が必要な家庭に対し、実施していきます。
子育て短期支援事業 ※短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。	ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由によりこどもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として 7 日以内の養育・保護を行う事業です。トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。	社会福祉法人たちばな学苑（児童養護施設）、社会福祉法人宝田寮（児童養護施設）、徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属乳児院、ファミリーホーム髙橋への委託による実施体制を確保しています。現状を維持しニーズに対応していきます。

地域子ども・子育て支援事業

事業	内容	確保方策
認定こども園における在園児を対象とした預かり保育（一時預かり事業・幼稚園型）	１号認定の在園児を対象に、通常の教育時間終了後 14 時から希望に応じて、預かり保育を実施する事業です。	町内すべてのこども園で提供体制を確保しており、今後も、保護者の希望に応じて対応していきます。
未就園児の一時預かり及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	親の疾病、通院等及び、不定期の就労等の目的で、一時的にこどもを預けたい人に対応する事業です。	本町では、こども園等での一時預かり及びファミリー・サポート・センターの実施によって、この一時預かりのニーズにも対応していきます。
延長保育事業	通常の利用時間帯以外の時間において保育を行う事業です。	本町では、18 時から 19 時までの延長保育を実施しています。現在の事業を継続していきますが、事業の実施については、地域の実情に応じ、弾力的な運用も可能とします。
病児保育事業	こどもが急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペースなどで看護師などが一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。	現在本町では、病後児保育について徳島県看護協会に委託して実施しており、広報誌などによる広報活動を行いニーズに対応していきます。
放課後児童健全育成事業	共働き家庭等の「小１の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進することが全国的に求められています。放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭のおおむね 11 歳未満の児童に対して、学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。	本町では、本事業は未実施としていますが、児童館・こども広場が事実上放課後児童クラブの役割を果たしています。児童館の開館時間は月～金 9:30～18:00、土 9:00～17:00、夏休み期間は月～金 8:30～18:00、土 9:00～17:00 となっています。障がい児など、支援が必要なこどもについても、円滑な受け入れができるよう努めていきます。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	近隣に当事業の対象となる施設がないことから、国の基準に準じた事業実施の予定はありませんが、町独自の経済的支援を図ります。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもをこども園等で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。	今後、事業者等から要望をあった場合に、当事業の実施を検討します。

法改正にともなう新規事業

事業	内容	確保方策
妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。	本町では、子育て応援室、子ども家庭総合支援拠点、こども園等関係機関が連携しながら、安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう支援を行っています。国から今後出されるガイドライン等を踏まえながら、提供体制の整備を検討します。
産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を行う事業です。	本町では、子育て応援室で助産師によるケアを提供しており、現状を維持しニーズに対応していきます。
乳児等通園支援事業	保護者の就労状況等に関わらず満 3 歳未満のこども（保育所やこども園等に入所しているものを除く。）が保育所・こども園等を月の一定の時間を上限とし、利用できる制度です。	令和８年度から実施します。
子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、支援を要するヤングケアラー、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。	支援が必要な世帯の把握に努めるとともに、国や県の動向を踏まえながら、実施に向けた検討を行っていきます。
児童育成支援拠点事業	虐待リスクが高い、不登校等の養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。	支援が児童の把握に努めるとともに、国や県の動向を踏まえながら、実施に向けた検討を行っていきます。
親子関係形成支援事業	親子間の適切な関係性の構築を目的とし、ペアレントトレーニング（講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ）等の支援を行う事業です。	支援が必要な世帯の把握に努めるとともに、国や県の動向を踏まえながら、実施に向けた検討を行っていきます。

計画の推進に当たって

連携による施策の推進

計画の推進に当たっては、すべての住民が、こども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。

住民、地域、事業者をはじめ社会全体でこども・子育てにかかわるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて地域住民の理解を深め、連携・協力を図るよう努めていきます。

多様化した子育て支援に関する住民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供だけでは困難です。

本計画に関わる多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、こどもを含む住民やＮＰＯ、地域団体などの各種関係団体と連携し、施策を推進していきます。

庁内における推進体制の充実

本計画における施策・事業は、保健・福祉関係部局、教育関係部局など、様々な部局に及びます。

住民に効率的かつ効果的なサービスを提供するため、関係各部局の役割分担と連携により、施策の効果的な推進を図ります。

役割分担

関係主体それぞれの役割分担は、下記のとおりとします。

関係主体	役割
美波町	１．こどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、こども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う。 ２．こども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他のこども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行う。 ３．こども及びその保護者が置かれている環境に応じて、こどもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他のこども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保する。
徳島県	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対し、必要な助言及び適切な援助を行う。 特に専門性の高い施策及び市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じる。
国	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。
事業主	雇用する労働者に係る多様な労働条件と、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られる雇用環境を整備する。 国又は徳島県や美波町が講ずるこども・子育て支援へ協力する。
地域住民（ＮＰＯ等含む）	こども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は徳島県や美波町が講ずるこども・子育て支援へ協力する。

美波町　こども計画

令和７年３月発行
発行者　美波町
編集　美波町　福祉課
〒779-2395　徳島県海部郡美波町奥河内字本村 18-1